

(2) 健全な財政運営の推進

現況と課題

社会全体において景気の低迷が続くなか、歳入の根幹である町税収入は個人住民税を中心に増加を見込めない状況が続き、それ以外の歳入についても同様に厳しい状況が続くと見込まれています。

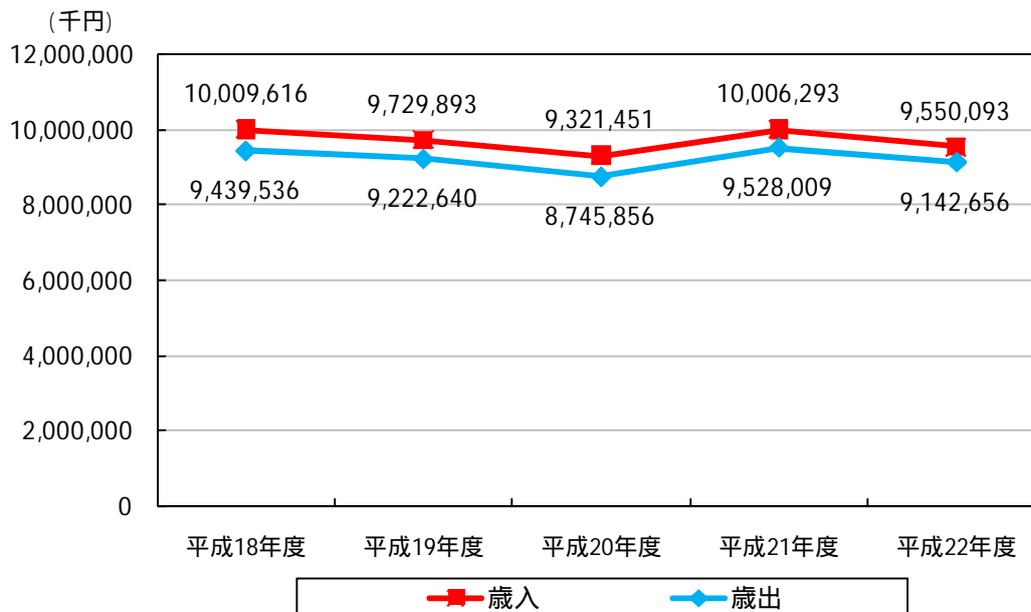
その一方、歳出についても、社会保障関連経費等をはじめとする拡大する行政サービス需要への対応や公共施設の維持補修等、様々な課題に直面しています。

このような状況下においては、財源確保はもとより、力強い財政基盤を確立し、それを長期的に持続可能なものとしていくことが求められています。

【旧】そのためには、「中期財政計画」等を踏まえた健全な財政運営の着実な推進を図っていくことが重要になります。

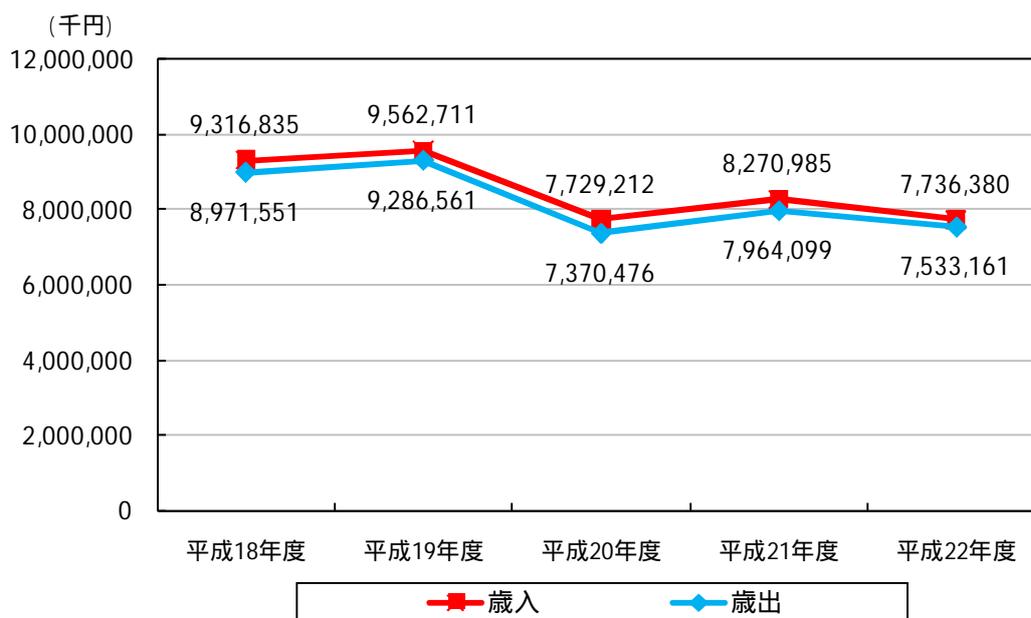
【新】そのためには、「中期財政見通し」等を踏まえた健全な財政運営の着実な推進を図っていくことが重要になります。

一般会計歳入歳出決算額の推移



資料：財政課

特別会計歳入歳出決算額の推移



資料：財政課

基本方針

自主財源の確保、行政評価の活用や職員のコスト意識の徹底等の取組みによる無駄のない歳出構造、適正な基金管理や借入総額の抑制をすることにより、力強い財政基盤を確立し、それを長期的に持続可能なものとしていきます。

主要施策

○歳入の確保

- ・町税収入など自主財源の確保に努めます。
- ・行政サービスの性格に応じて、受益者負担の適正化に努めます。

○効果的・効率的な財政運営

- ・効果的・効率的な財政運営の推進のため、事業の見直しを行い、予算の重点的配分を行います。
- ・行政サービスを展開するため、コストを考慮した経常的経費の削減に努めます。

○財政の健全化

- ・財政状況を的確に把握し分析を行い、公表など情報開示に努めます。
- ・地方分権等に応じた税財政制度の改善を国や県に要請します。
- ・**【新】社会経済状況等を踏まえ、給与適正化に向けた取り組みを進めます。**

(1) 行政組織の簡素化・効率化と人材育成

現況と課題

多様化・複雑化する住民ニーズに適合した簡素でわかりやすく、効率的、機能的な組織づくりを図るため、行政組織、事務分掌等を見直す必要があります。

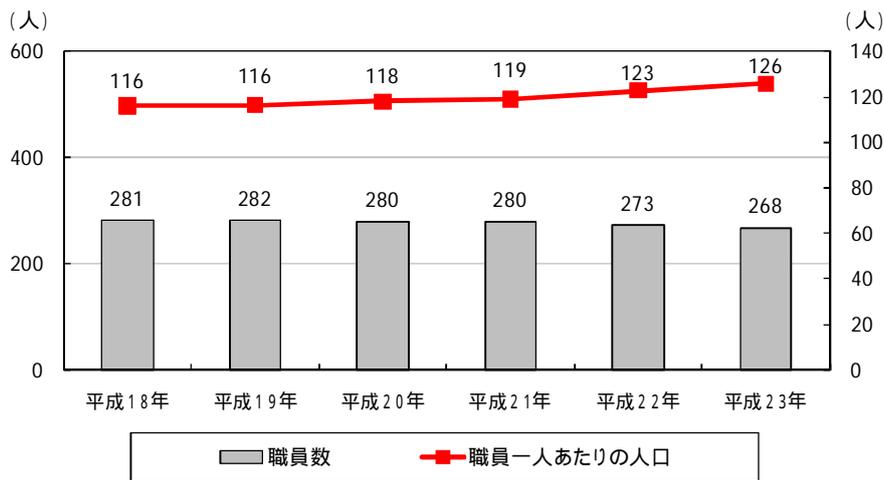
分権型社会システムへの転換が求められている今日、少子・高齢化、住民ニーズの多様化・複雑化など社会経済状況の変化に一層適切に対応することが求められています。

少子・高齢化などにより厳しい財政状況が続く一方で行政需要は増加することが予想されるため、職員一人ひとりに対し日常業務を迅速かつ正確に処理する能力と豊かな創造力や企画力が求められています。

また、従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目標にもとづき、効果的かつ効率的に事務事業を処理できる組織とすることが必要です。

電子自治体の推進など住民ニーズに適合したサービスを提供するため、パソコンやインターネット及びグループウェア¹等の利用を拡大し、事務の効率化を図る必要があります。

町職員数と職員一人あたりの人口の推移



各年4月1日現在、住民基本台帳による。

職員は特別職を除く一般職とする。

¹ 庁内におけるコンピューターネットワークの活用により、業務の情報化・共有化・効率化を図るシステムソフトウェアのこと。

基本方針

高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政組織を構築するとともに、能力・実績にもとづいた人事管理体制を整備し人材の育成に努め、住民のサービス向上を図ります。

主要施策

○計画の適切な進行管理

- ・計画の実効性を確保するため、達成状況を把握する進行管理体制の充実を図ります。

○行政組織の整備

- ・【旧】時代とともに変遷する住民ニーズや政策目標に柔軟に対応するとともに、必要に応じ弾力的に見直しを図ります。
- ・【新】時代とともに変遷する住民ニーズや政策目標に柔軟に対応するとともに、必要に応じ弾力的に見直しを行うことで、住民サービスの向上を図ります。

○人材育成の充実

- ・職員の能力が最大限に発揮できる体制をめざし、職員研修を活用し人材育成を進めます。また、能力、実績にもとづく人事管理への転換を図るため、人事評価制度の研究とその活用を図ります。

○効率的な事務事業の運営

- ・人員削減によるサービスの低下を招かないよう、パソコンやインターネット及びグループウェア等を有効活用し迅速かつ正確な事務事業の運営を行います。

【新】公有財産の適切な管理

- ・町民共有の財産である公有財産の利活用等について、公平・公正な観点に基づいたうえで適切な管理に努めます。

成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
庁内事務OA化の進捗率	69.3%	78.0%	↗
庁内グループウェアの構築	2	3	↗

(4) 道路の整備

現況と課題

町の道路体系は国道 134 号及び県道 27 号（横須賀葉山線）、県道 207 号（森戸海岸線）、県道 311 号（鎌倉葉山線）、県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕、横浜横須賀道路、逗葉新道などを幹線道路として形成されています。

平成 16 年 3 月に県道 217 号の一部が開通し、国道 134 号などの渋滞が緩和され通勤・通学などが円滑にできるようになってきています。また、その一方で周辺道路への通過交通量が増え、安全性や三浦半島中央道の早期完成などへの要望が高まっています。

安全性や利便性に配慮した整備を念頭に、町道路整備計画（平成 10 年策定）にもとづき道路整備を進めています。

都市計画道路の整備を計画的に進めるとともに、他都市など町外への通勤・通学などが円滑にできるように検討・整備することも求められています。



道路図を挿入予定

基本方針

将来都市構造に沿った道路網の充実をめざして、葉山町道路整備計画にもとづき、計画的な道路整備を行います。

自然環境と調和する景観の形成を図るとともに、交通弱者に配慮した安全な道路環境の整備を行います。

主要施策

○骨格道路体系の整備

- ・交通渋滞の緩和を図るため、県道 217 号（逗子葉山横須賀線）〔三浦半島中央道路〕の早期完成を県とともに推進します。
- ・交通混雑の解消と歩行者や自転車が安心して通行できる道路づくりをめざし、県道 207 号（森戸海岸線）の道路拡幅整備及び桜山トンネルの整備を県とともに推進します。
- ・県道 27 号（横須賀葉山線）の整備を県とともに推進します。
- ・木古庭・上山口・下山口地区において、市街地形成を図るべき区域内の骨格となる道路の整備をめざします。

○生活道路（町道）の整備

- ・消防車両の進入が不可能な道路や都市防災上危険な区域では、落ち着いた住環境の形成を壊さないように配慮するとともに、高齢者や障害者の利用に配慮した生活道路の改良を行います。

○道路環境の整備

- ・安全で快適な道路整備を進めるため、スロープの設置や段差のない歩道、車椅子などの通行の妨げとなる障害物の除去・移設などのほか、沿道での緑化等を進めます。
- ・快適な道路環境を維持するため、適切な補修、維持・管理に努めます。
- ・地形その他の条件から、狭あい道路の多い地区においては、建築物などの建設にあたり、適切な環境の維持に十分な考慮を払います。
- ・【旧】道路整備に併せてバス交通の利便性と快適性を考慮し、交通混雑を発生させないため、バスベイの設置を県とともに検討します。
- ・【新】道路整備に併せてバス交通の利便性と快適性を考慮し、交通混雑を発生させないため、バスベイの設置及び環境の向上を県とともに検討します。

(2) 豊かな自己表現力(生きる力)をはぐくむ学校教育の推進

現況と課題

昨今のさまざまな社会変化に対して主体的に対応でき、新たな文化を創造する人間の育成が求められています。町の豊かな自然環境を活かしつつ、体験学習を中心に問題解決能力や創造力の育成を図り、「自らの生き方」について自覚を深め、心豊かに自己表現を図る力の育成が求められています。学校では、児童・生徒に、T.T(ティームティーチング¹)指導や少人数指導などにより『確かな学力』を身につけさせるとともに、総合的な学習の時間を中心にして『自ら学び・自ら考える力』の育成を図る教育活動が行われています。こうした取組みをより充実させるためには、学校・家庭・地域が一層の連携を深めることが重要です。

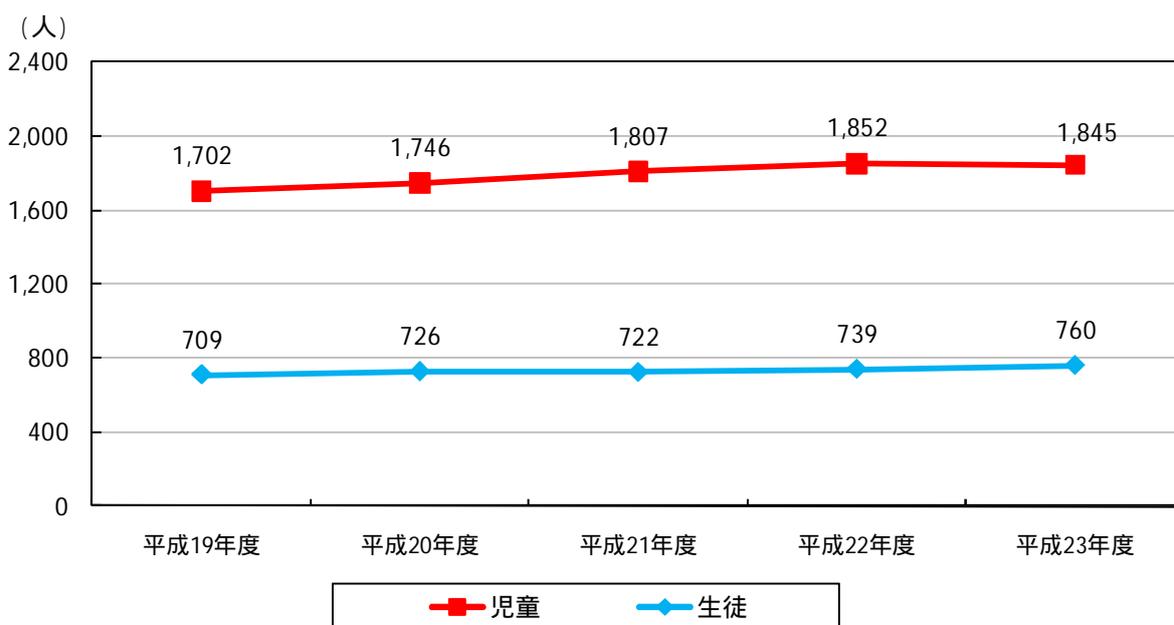
「いじめ」や「不登校」などの問題については、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と機能に応じて協働することにより、問題解決を図ることが重要です。また、各人の心の悩みに寄り添える相談体制の充実も求められます。

教育指導では、児童・生徒の適性に応じた教育の充実に努める必要があります。特に配慮を要する児童・生徒については、きめ細やかな教育相談と適切な教育環境の提供に努めることが必要です。また、「幼保・小の連携」と「小・中の連携」を重視し、関係機関と保護者・地域社会が一体となった教育指導の充実が強く求められています。

町には小学校4校、中学校2校があります。児童・生徒のより良い教育環境づくりや安全の確保とともに、地域の文化拠点として計画的に整備していくことが必要です。

¹ 複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたること。英作文や英会話を教えるとき、日本人と英米人が組んでおこなう授業などがその一例である。

児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査

基本方針

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要とされる基礎的、基本的な学習内容を重視し、また、個性を生かす教育の充実に努めます。

情報化、国際化など 21 世紀の新たな時代状況に主体的に対応できる人間の育成をめざし、教育内容や指導体制等の充実に努めるとともに、時代の変化に対応した教育環境の整備を進めます。

主要施策

○教育内容の充実

- ・ 知、徳、体の調和のとれた人間形成がなされるよう、個を生かしながら、「基礎・基本」の徹底と「問題解決能力」の育成に努めます。そのために、「総合的な学習の時間」や「特色ある学校づくり」といった新たな視点を取り入れた教育課程を編成します。また、町ならではの自然・社会環境を十分に生かした学校教育活動を推進します。
- ・ 小学校から中学校へのスムーズな移行をめざし、教育環境の変化に対応できるよう、基礎学力の向上と情緒の安定を図るため、小中学校における教育課程の連携を推進します。
- ・ これからの社会変化に主体的に対応できる能力を育成するため、人権教育、福祉教育、情報教育、国際教育、環境教育、郷土の歴史や文化についての教育の推進に努めます。
- ・ 子どもと高齢者が学校でふれあう機会を拡充し、町の伝統文化などが継承される教育を

推進します。

○指導体制の充実

- ・一人ひとりの確かな学力を身につけるために、少人数指導・T.T(チームティーチング)・少人数学級といった学習の目的や習熟の程度に応じた集団規模での教育指導ができるようにするとともに、学校間・校種間の交流を推進するため、教員の確保や教室等の整備に努めます。
- ・教育研究所の組織体制及び機能の拡充を図り、教職員の研究・研修の推進、カリキュラムセンターとしての情報整備、教育相談体制の充実等に努めます。
- ・国際化、情報化など社会情勢の変化に対応した教育活動の推進に努めます。
- ・いじめ、不登校等の問題に適切に対処するため、スクールカウンセラーや教育相談コーディネーターを中心とする相談活動の充実に努めます。

○特別支援教育の充実

- ・配慮を要する児童・生徒については、きめ細かな教育を推進するため、個別指導計画にもとづく教育指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化します。

○児童・生徒の健康づくりの推進

- ・学校と家庭との連携を密にし、健康管理の徹底を図ります。また、健康・安全に対する自己管理能力の育成を図るため、児童・生徒の発達段階に応じた保健教育や安全教育を推進します。
- ・保健体育活動やスポーツ・レクリエーション活動を奨励・推進し、体力の維持・向上を図ります。
- ・【旧】健康の保持・増進や体位の向上が図られるよう、正しい食習慣を身につけたり、地域に根ざした食文化に触れたりすることができるよう給食内容の充実に努めます。
- ・【新】健康の保持・増進や体位の向上が図られるよう、正しい食習慣を身につけたり、地域に根ざした食文化に触れたりすることができるよう給食内容の充実に努めます。また、中学校では弁当もしくはデリバリー給食等を選択できる葉山に合ったシステムの構築に努めます。

○開かれた学校づくりの推進

- ・子どもたちの健全な成長を地域ぐるみで支援するため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割に応じて連携を深め、地域に根ざした教育活動の推進と家庭や地域社会の教育力の向上をめざします。

○学校教育施設等の整備

- ・小中学校の施設・設備については計画的に整備充実を進め、良好な教育環境の維持に努めます。

- ・一時的余裕教室については児童・生徒の学習や生活の場として有効活用に努めるとともに、生涯学習活動の場として体育施設とともに地域への開放を促進します。

成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
町費教員（インテリジェント・ティーチャー）の配置	各小・中学校 1 名ずつ配置 (計 6 名)	各小・中学校 2 名ずつ配置 (計 12 名)	↗

(1) 緑の保全

現況と課題

【旧】首都圏に位置する町の自然環境は、地域の人たちによって永年にわたって保全がなされてきました。現在は首都圏近郊緑地保全法等に指定された区域の治山治水・自然保護を推進しており、今後も県や近隣の自治体と連携しながら、地域制緑地¹等により自然環境の一層の保全や活用を図る必要があります。

【新】首都圏に位置する町の自然環境は、地域の人たちによって永年にわたって保全がなされてきました。現在は首都圏近郊緑地保全法等に指定された区域の治山治水・自然保護を推進しており、今後も県や近隣の自治体、町民、団体等と連携しながら、地域制緑地²等により自然環境の一層の保全や活用を図る必要があります。

町には良好な自然環境を形成している屋敷林や巨木などがあります。今後こうした文化財としての自然環境を保全していく必要があります。

町有緑地の維持管理を行うとともに、民有地でも良好な緑地は土地所有者等との合意により緑地保全契約を締結し、保全に努めています。

アライグマやタイワンリスなどの外来生物による生活や農作物への被害が発生しています。また、生態系への影響も懸念されることから、被害防止に向けて県や近隣の自治体との連携を図る必要があります。

美しい自然に囲まれた三浦半島全体の緑の保全と活用をより具体的に推進するために、国営公園の誘致とともに半島内の特性に応じた制度の導入や事業を実施していくことが必要です。

基本方針

豊かな生態系を育み、人々に安らぎと潤いを与える貴重な緑を保全し、良好な自然環境や景観の維持及び形成に努めるとともに、緑や生物等に親しむ環境教育・啓発活動の充実に努めます。

¹ 首都圏近郊緑地保全法などの法律や条例などにより保全されている緑地。

² 首都圏近郊緑地保全法などの法律や条例などにより保全されている緑地。

主要施策

○環境基本計画及び緑の基本計画の推進

- ・良好な自然環境や景観の維持、形成を図るため、環境基本計画及び緑の基本計画にもとづいて、緑の保全を進めます。

○ふるさと葉山みどり基金の活用

- ・「ふるさと葉山みどり基金」のPRを図り基金の充実に努めるとともに、緑の保全の主要な財源として活用し、緑地の適切な維持管理に努めます。

○緑の保全

- ・緑地保全事業及び緑地保全契約により、良好な緑地の維持管理に努めます。
- ・外来生物による被害拡大を防ぐため、防除計画に基づき捕獲を行い、生活環境と貴重な生態系を守ります。また、県・近隣自治体との連携体制の構築に努めるとともに、住民との協働による捕獲を推進します。

・【新】県や近隣自治体、町民、団体等との連携により保全活動を進めます。

○緑の活用

- ・緑豊かな三浦半島に国営公園を誘致するため、関係機関とともに国に対して要望活動を進めるとともに、三浦半島の緑の保全活用とあわせ、半島域のさまざまな地域資源との連携を図り、地域を創造するための構想（三浦半島公園圏構想）を県や関係市とともに策定・推進します。

成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
緑地面積	37.0 ヘクタール	37.1 ヘクタール	↗
緑地保全契約面積	4.4 ヘクタール	4.4 ヘクタール	→
アライグマ捕獲数	95 頭	地域からの排除	↘
タイワンリス捕獲数	1,089 頭	地域からの排除	↘

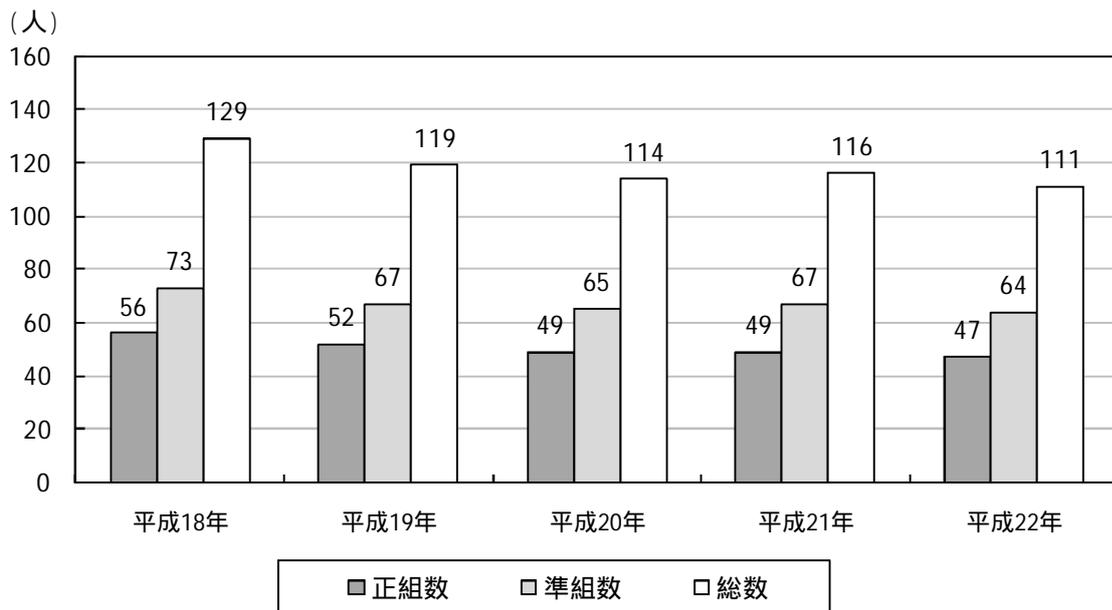
(2) 漁業の振興

現況と課題

町の漁業は、しらすの船びき網、小型定置網、刺し網、かつおの一本釣り、サザエ、アワビ等の採貝業の沿岸漁業やワカメ養殖業が行われており、町唯一の漁港である真名瀬漁港と地方港湾の葉山港が漁業根拠地となっています。また、兼業として遊漁案内業が盛んであり、観光産業も通じて土日等休日は来訪者で賑わっています。

真名瀬漁港周辺には、森戸の磯、えべえ島といった岩礁があり、採貝、採藻業の天然魚場が広がっていますが、貝類等の磯根資源の減少により、天然魚場の効用の低下が見られるため、町では「採る漁業から育てる漁業への転換」を進めており、資源の増殖を図るための漁礁の造成、海底の改善、稚魚・稚貝の放流などを漁業協同組合と連携して漁場環境の育成に努めています。

漁業組合員の推移



資料：産業振興課

基本方針

安全で快適な漁業地域の形成と生産労働の効率化・近代化を図るため、漁業活動の根拠地としての真名瀬漁港の維持管理の適正を図ります。

資源保護のために採る漁業から育てる漁業への転換を推進し、漁業経営の安定を支援します。

主要施策

○漁港の適切な維持管理

- ・真名瀬漁港の維持管理を計画的に推進します。

○資源増殖への支援

- ・資源の増殖を図るため、漁礁の設置、稚魚・稚貝の放流などを支援します。
- ・【新】関係機関等との連携を図りながら、資源保護のための啓発活動を行います。

○都市住民との交流の推進

- ・【旧】真名瀬漁港・葉山港では遊漁案内業も盛んであるため、利用者の安全で円滑な施設利用を促進するとともに地域の活性化と都市住民との交流を図ります。
- ・【新】真名瀬漁港・葉山港では遊漁案内業も盛んであるため、利用者の安全で円滑な施設利用を促進します。
- ・【新】地域内流通を促進し、地域の活性化を図るとともに、都市住民との交流を推進します。

(4) 観光資源の発掘とネットワーク化

現況と課題

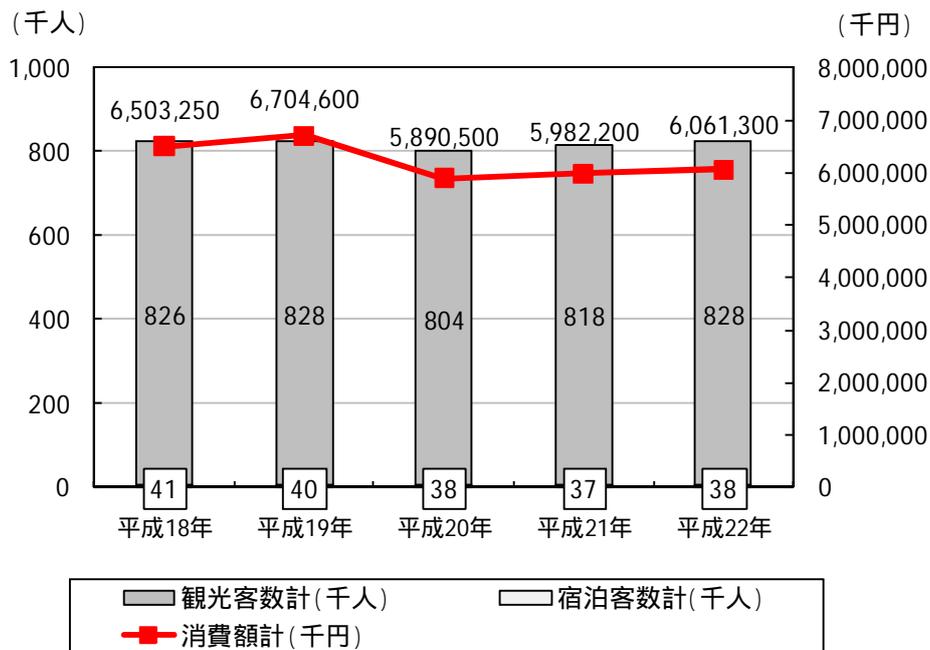
町は首都圏の保養地として知られ、海水浴場客を主体として保養所、寮の利用客などが、主に春から夏にかけて訪れています。しかし、近年、観光客数及び海水浴利用者数は、横ばい状況にあります。

町では、自然に親しむハイキングコース、花の名所などのPR、花火大会などのイベントの開催などを観光事業として実施しています。

老朽化が進む公衆便所や案内板などは、周辺地域の景観を損ねているだけでなく、使用しづらいものとなっています。今後も、順次、改修または統廃合を行う必要があります。

町の観光の課題としては、新しいマリンレジャーの導入や新たな観光資源の発掘などにより、夏だけでなく一年を通して観光客が訪れるよう町の魅力を高めていくことが求められています。そのためには、町が有する観光資源のPRとネットワーク化を充実する必要があります。

観光の推移



資料：産業振興課

基本方針

町の観光資源を見直し、その保全や魅力の向上の方法について検討するとともに、町の魅力を高め、多くの人を訪れる地域の創出に努めます。

主要施策

○観光PRの推進

- ・花の名所、美術館、文化財など町の観光資源について、パンフレット、新聞、雑誌、インターネットなどさまざまなメディアを活用して、PRに努めます。

○散歩道などの整備

- ・【旧】町の観光資源を結びつける散歩道の整備や案内板などの設置、ハイキングコースの整備などを進めます。また、美しい海岸に親しめるように、検討を進めます。
- ・【新】町の観光資源を結びつける散歩道の整備や案内板などの設置、ハイキングコースの整備などを進めます。
- ・老朽化した公衆トイレなど観光施設の改修・整備を進めます。

○美化意識の向上

- ・町民や観光客の環境美化意識の向上を図り、美化活動を推進して、ごみのないきれいなまちづくりを進めます。

○多様な魅力の連携

- ・グルメ、芸術活動など多様な魅力を有機的に連携させる手法について検討します。
- ・近隣市や観光関係団体と連携して滞在型、日帰り型の観光コースについて調査・研究し広域観光を推進します。

成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
観光イベントの来場者数	39,800 人	60,000 人	▲

「ふるさと広場」、「ピックはやまマーケット」、「ふれあい夕市」、「くるる」、「ニコニコバザール」の来場者数の合計

(3) 町民参加・参画の推進

現況と課題

これまでは、行政主導型の町民参加になりがちでしたが、町民の自主性・自発性を尊重し、行政との相互理解のもと、協調関係による協働型のまちづくりが求められており、協働推進計画を策定していくことが求められています。

町民がまちづくりに参加するためには、行政の情報を町民に伝える方法や伝えたい情報の正確さや町民の意向が行政に伝わることも必要となっています。また、地域の身近な問題は行政に頼らず地域で解決することも求められています。

町の重要な計画の策定や基本的な施策等の立案段階で、パブリックコメント、説明会等にて広く町民の意向を反映させていくことが重要となっています。

基本方針

町民による主体的・自発的な協働型まちづくりの維持・拡充に努めるとともに、行政と町民がともに歩むまちづくりをめざします。

主要施策

○【旧】住民と行政の協働

- ・ 協働のまちづくりを推進するため、住民側が行うべき部分と行政が行う部分、また住民と行政が協働で行うべき部分を明確にし、お互いの役割を自覚しつつ一体となって共同を推進することに努めます。

【新】住民と行政による協働のまちづくりの推進

- ・ 地域課題の解決による住みやすい地域社会の形成に向けて、住民と行政が協働で行うべき役割分担を明確にし、一体となって協働のまちづくりを推進します。

○町民が意見を述べる機会の拡充

- ・ 町行政にかかわるさまざまな問題について、個人、自主的な団体や地域団体、企業なども含めて、さまざまな立場の町民が意見を交換できる機会を拡充します。

○町民の意向の実現

- ・ 町民間の異なる意見を集約する活動や町民参加に関する町民自身の活動を支援するとともに、そこから合意形成された意向の実現に努めます。

成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
まちづくり館の入場者数	2,779 人	3,000 人	↗

(1) 広報・広聴活動の充実

現況と課題

社会の発展とともに、多様化する住民のニーズに対し、身近な地域の問題を解決するためには、住民間の合意を形成することと、住民と行政の協力関係が重要になっています。

町では、「広報はやま」、「いそぎく」など、議会では「議会だより」の発行、情報提供コーナーへの配架、広報板への掲示、町ホームページを通じて情報提供に努めています。さらに、湘南ビーチFMでも広く住民に町の情報を提供しています。今後は「広報はやま」などの内容の充実を図るとともに、その提供方法について検討する必要があります。

町では、「まちへの提案」制度、審議会などへの町民の参加や公募、また、町民の声を直接聞き、課題を共有しながら、行政施策への反映に努めています。

人権・行政相談、法律相談、教育相談など各種の相談活動を進めています。

ICT（情報通信技術）の急速な発展により、いつでも、どこでも、誰でもがパソコンや携帯電話、携帯情報端末といった様々な機器によって各種の便利なサービスを利用できるようになっています。

【旧】このような環境のもと、町ホームページからの行政情報や緊急情報などの提供、各種の行政手続きを電子的に行えるサービスなどの提供・充実など、町民が安心して利用できるシステムとして提供していくことが求められています。

【新】このような環境のもと、町ホームページからの行政情報や緊急情報などの提供、各種の行政手続きを電子的に行えるサービスなどの提供・充実など、町民が安心して利用できるシステムとして 情報やサービスを 提供していくことが求められています。

基本方針

【旧】行政に対する町民の理解と信頼関係を深めるとともに、まちづくりへの協力関係を構築するため、さまざまな媒体を活用した情報提供と相談活動の充実・強化を図ります。

【新】行政に対する町民の理解と信頼関係を深めるとともに、まちづくりへの協力関係の構築や町民同士の情報連携を促進するため、さまざまな媒体を活用した情報提供と相談活動の充実・強化を図ります。

主要施策

○広報紙の内容充実

- ・【旧】広報誌などの内容の充実を図ります。
- ・【新】わかりやすく親しみの持てる紙面となるよう見直し等をふまえて内容の充実を図ります。

○広聴活動の充実

- ・幅広い年齢層から意見を聴取できる場を設置して、広聴活動の充実を図ります。

○さまざまな情報媒体の活用

- ・【旧】インターネットのホームページの充実など、さまざまな情報媒体を活用することによって、行政情報を積極的に提供します。
- ・【新】インターネットのホームページの充実など、さまざまな情報媒体を活用することによって、行政情報を積極的に提供するとともに、町内におけるまちづくり等に関する様々な情報の有機的な連携を図ります。

○相談活動の充実

- ・専門家とも協力して、相談活動の充実を図ります。

成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
町ホームページのアクセス数	414,073 件	440,000 件	↗

写真を挿入予定

(3)【旧】広域行政の推進

【新】地域連携を図った行政運営の推進

現況と課題

【旧】交通、文化、環境に係る問題、さらには少子・高齢化社会への対応など町域を超えた課題に対応するには、広域的な対応が求められています。

【新】交通、文化、環境に係る問題、さらには少子・高齢化社会への対応など町域を超えた課題に対し、他地域・行政との連携による対応が求められています。

三浦半島地域の調和の取れた発展を進めるため、県や近隣市との積極的な連携を図る必要があります。

基本方針

交通、文化、観光、環境、防災などの分野については、国、県及び近隣市との連携を積極的に推進します。

主要施策

○【旧】広域的連携・調整の強化と整備

【新】地域連携・調整の強化と整備

- ・【旧】広域的な協議会等の構成員として、近隣市との連携を深め、各種計画・事業の推進、共通する課題への取組みに努めます。
- ・【新】町域を超えた協議会等の構成員として、近隣市との連携を深め、各種計画・事業の推進、共通する課題への取組みに努めます。
- ・【旧】道路等の公共施設の整備の検討に当たって、広域的連携を進め、近隣市等との各種計画における整合性を図り、施設の共同利用等の体制を進めます。
- ・【新】道路等の公共施設の整備の検討に当たって、地域間の連携を進め、近隣市等との各種計画における整合性を図り、施設の共同利用等の体制を進めます。

成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
近隣市との連携による効率的な行政サービスに満足している町民の割合	50.7%	54.0%	↗

(3) 廃棄物の処理・再資源化の推進

現況と課題

施設の老朽化が進んでいるほか、循環型社会への対応など、ごみ処理をめぐる現状は非常に厳しいものとなっています。町民一人あたりの処理費と排出量は、ともに神奈川県下において高い水準となっており、早急に、適正かつ低コストで持続可能なごみ処理を推進していく必要があります。

ごみ処理の総排出量と資源化率は、ともにここ数年ほぼ横ばいの状況が続いており、今後は抜本的な施策の導入によって、特に燃やすごみと埋立ごみの早期削減に取り組み、循環型社会へ対応した持続可能な処理体制を整える必要があります。

【旧】クリーンセンターの既存施設については原則として国の推奨するストックマネジメント¹の考え方にもとづき、適正な維持管理を行い、安全性、効率性、経済性を勘案しながら最適かつ安定的な処理を確保する必要があります。

【新】焼却炉については休止している状況ではありますが、その他のクリーンセンターの既存施設については国の推奨するストックマネジメント²の考え方にもとづき、適正な維持管理を行い、安全性、効率性、経済性を勘案しながら最適かつ安定的な処理を確保する必要があります。

し尿・浄化槽汚泥については、し尿処理施設の老朽化や特A重油価格の高騰などにより平成20年度末で焼却処理を中止しています。現在は他自治体にし尿等の処理を委託していますが、効率的かつ安定的に処理を行うための施設整備に取り組む必要があります。

町内各所への不法投棄を防止するため、町民や県、警察と連携し、不法投棄の発生抑制に努める必要があります。

¹ 既存の建築物（ストック）を有効に活用することで、長寿命化を図る維持管理の手法のこと。

² 既存の建築物（ストック）を有効に活用することで、長寿命化を図る維持管理の手法のこと。

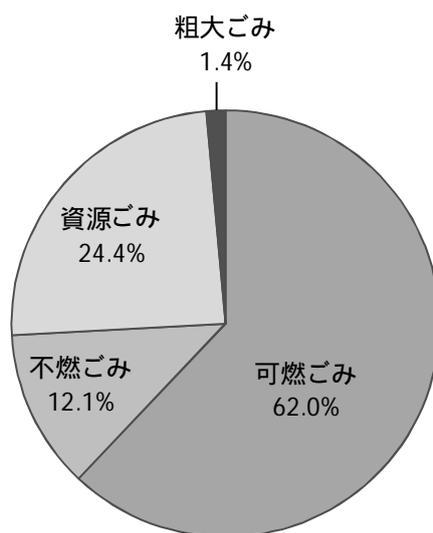
ごみ収集・処理状況の推移

単位: t

	総量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
平成19年度	11909	8422	1665	1645	177
平成20年度	11731	7615	1656	2310	150
平成21年度	11945	7600	1699	2460	186
平成22年度	11818	7327	1434	2889	168

資料：クリーンセンター

ごみ収集・処理状況（平成22年度現在）



資料：クリーンセンター

基本方針

循環型社会形成の観点からごみの資源化・減量化を強力に推進し、持続可能なごみ処理をめざします。また、町民に対する意識啓発や情報提供を積極的に行うことで、ごみの再資源化や発生抑制に努めます。

生活排水処理については、下水道事業との調整を図りながら、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に努めるとともに、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を行うよう啓発活動を促進します。

町管理の汚水処理施設の適正な維持管理を行います。

不法投棄については、普及啓発やパトロールの実施等により、発生防止に努めます。

主要施策

○ごみの適正処理

- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、可能な限り住民に理解と協力を得ながら施策を進め、焼却ごみと埋立ごみを具体的な目標値まで削減することをめざします。
- ・ごみの資源化・減量化を推進し、持続可能な処理を実現するため、分別品目の強化、収集方式・収集体制の改善、生ごみの資源化の推進、経済的インセンティブ³の導入、事業系廃棄物への対策、資源化支援策の整備、ストックヤード⁴等の施設整備など、総合的な施策検討を進めていきます。

○生活排水の適正処理

- ・生活排水処理基本計画にもとづき、生活排水の適正な処理を図ります。
- ・浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な維持管理を行うよう啓発し、放流水による河川等の水質汚濁の防止、生活環境の保全に努めます。特に単独浄化槽では生活雑排水の処理が十分に行われていないため、その改善について啓発を図ります。
- ・し尿及び浄化槽汚泥については、公共下水道を利用した効率的な処理を推進します。

○汚水処理施設の維持管理

- ・町管理の汚水処理施設について、保守点検や水質検査など適正な維持管理を図ります。

○不法投棄防止対策の実施

- ・町民や県、警察と連携し、適切な不法投棄防止対策を図ります。

³ 費用と便益を比較する人々の意思決定や行動を変化させる誘因のこと。優遇措置など。

⁴ 一時保管所。

(旧) 成果指標

指標名	現況値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 25 年度)	方向性
町民一人一日あたりのごみ排出量 (燃やすごみ)	563 g	329 g	▼
焼却ごみ量	8,487t	5,340t	▼
ごみの資源化率	26.6%	45.0%	▲
ごみの埋立量	555.23 t	286 t	▼

(新) 成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
可燃ごみ量 (収集及び直接搬入)	7,327 t	5,129 t	▼

(2) 下水道の整備

現況と課題

環境保全に対する意識が高まるなか、下水道整備は川や海の水質を保全するために不可欠で重要な事業です。

町の公共下水道事業は、平成11年3月から一部の地域で利用が開始されていますが、今後も下水道事業認可区域内の整備を進めていくことが必要です。

整備が完了した区域での下水道の水洗化率を高めるため、下水道普及促進活動を積極的に行うことが必要です。

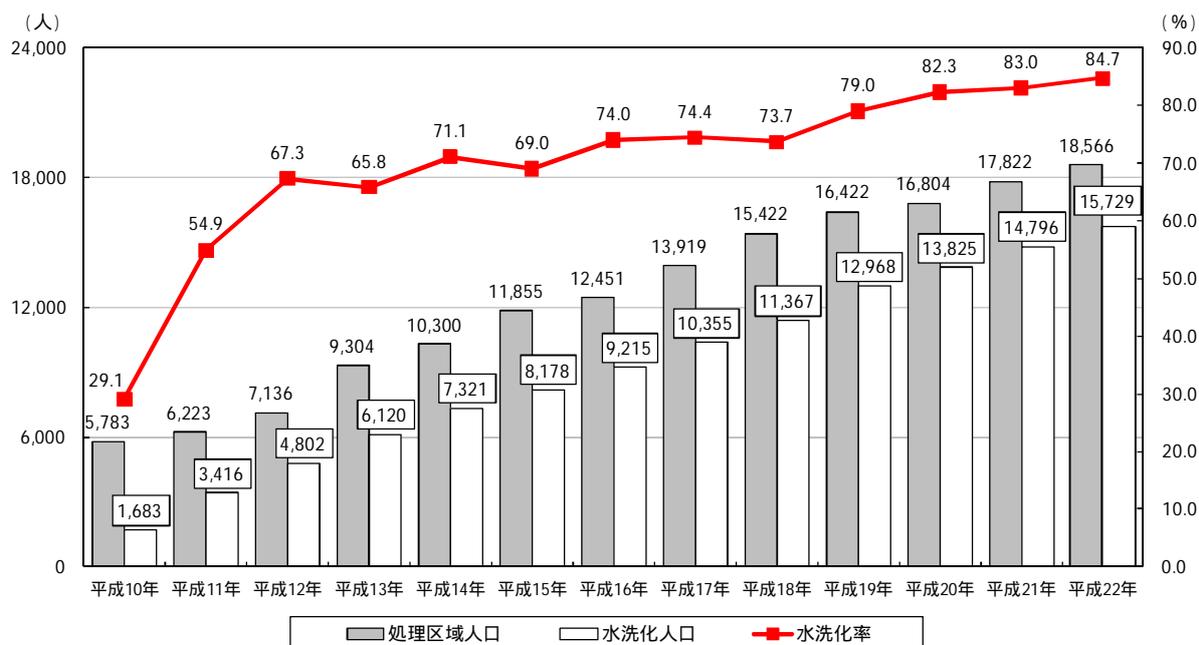
下水道整備には多額の費用が必要なため、事業認可計画に基づき、より効率的・効果的に整備できるよう検討し、かつ経済的に整備を進めていく上で、交付金等を活用し、財源を確保することが必要です。

公共下水道普及率の推移

年度末 現在	行政人口 (A)人	世帯数 (B)世帯	市街地 面積 (C)ha	整備区域 面積 (D)ha	整備区域 人口 (A/C*D)人	処理区域 面積 (E)ha	処理区域 人口 (A/C*E)= (F)人	接続件数 (G)件	人口 普及率 (F/A)%	水洗化 人口 (A/B*G)= (H)人	水洗化率 (H/F)%
平成10年	30,953	11,353	511.0	94.8	5,783	94.8	5,783	615	18.7%	1,683	29.1%
平成11年	31,247	11,683	511.0	101.2	6,223	101.2	6,223	1,275	19.9%	3,416	54.9%
平成12年	31,612	11,956	511.0	115.6	7,257	113.8	7,136	1,817	22.6%	4,802	67.3%
平成13年	31,804	12,215	513.0	150.5	9,525	146.9	9,304	2,357	29.3%	6,120	65.8%
平成14年	32,036	12,429	513.0	170.3	10,845	161.4	10,300	2,849	32.2%	7,321	71.1%
平成15年	32,213	12,647	513.0	189.0	12,078	185.6	11,855	3,221	36.8%	8,178	69.0%
平成16年	32,490	12,859	513.0	200.2	12,841	193.4	12,451	3,650	38.3%	9,215	74.0%
平成17年	32,638	13,033	513.0	223.2	14,216	218.3	13,919	4,146	42.6%	10,355	74.4%
平成18年	32,801	13,278	513.0	246.3	15,579	243.9	15,422	4,615	47.0%	11,367	73.7%
平成19年	33,068	13,534	513.0	262.5	16,666	258.6	16,422	5,323	49.7%	12,968	79.0%
平成20年	33,305	13,791	513.0	267.0	17,022	263.6	16,804	5,744	50.5%	13,825	82.3%
平成21年	33,508	13,948	513.0	281.0	18,004	278.2	17,822	6,186	53.2%	14,796	83.0%
平成22年	33,704	14,086	513.0	291.0	18,753	288.2	18,566	6,590	55.1%	15,729	84.7%

資料：下水道課

処理区域人口、水洗化人口、水洗化率



資料：下水道課

基本方針

快適な生活環境を確保し、川や海の水質保全を図り美しい水環境を次の世代へ引き継ぐため、公共下水道の整備を計画的に進めます。

主要施策

○下水道の整備

- ・汚水管の布設を計画的に進め、供用区域の拡大を図ります。
- ・下水道への水洗化普及活動を積極的に展開します。
- ・下水道認可区域等の見直しなどを行い、最小の経費で最大の効果が得られるようコスト縮減を行いながら事業を進めます。また、国による交付金及び県費補助金等の拡充を要望し、財源の確保に努めます。

○適切な維持管理

- ・葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場等の効率的な維持管理に努めます。
- ・町民の下水道への理解を深めるため、積極的に広報・啓発活動を実施します。
- ・下水道財政の健全化に努めます。

(新) 成果指標

指標名	現況値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 27 年度)	方向性
水洗化率	84.7%	88%	